

「(仮称)大崎烏屋山風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する技術審査会答申の形成

答 申 案	答申の考え方 (関連ページは、配慮書本編のページ数)	備 考
<p>【1 全般的事項】</p> <p>(1) 事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)内には、水源かん養保安林や土砂流出防備保安林が存在しているほか、当該区域には、埋蔵文化財があり、複数の住居も近接している。このことから、想定区域の適切な絞り込みを行い、周辺の自然環境や生活環境に配慮すること。</p>	<p>・想定区域及びその周辺に保全対象が存在するため、配慮するよう求めるもの。 「関連ページ：(配慮書)90, 118, 128, 153」</p> <p>・想定区域は、県ゾーニングマップにおいて導入可能性エリアとなっている地域であるため、区域の選定経緯等の記載は求めないこととする。 「関連ページ：8」</p> <p>【参考：(仮称)白石越河風力発電事業(白石鉢森山風力発電事業)】</p>	
<p>(2) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の位置、規模、配置及び構造を検討すること。</p>	<p>・本事業に近接して「(仮称)宮城山形北部風力発電事業」が計画されているため、累積的な影響について適切に予測・評価するよう求めるもの。 「関連ページ：4」</p> <p>【参考：(仮称)白石越河風力発電事業(白石鉢森山風力発電事業)】</p>	
<p>(3) 想定区域の絞り込みに当たっては、資材輸送、林道の新設・拡幅及び風車の設置等による動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。</p>	<p>・図書には、林道の敷設状況等が示されていないことから、資材輸送等に伴う森林の開発の影響も考慮し、対象事業実施区域を検討するよう求めるもの。 【参考：(仮称)白石越河風力発電事業(白石鉢森山風力発電事業)】</p>	
<p>(4) 想定区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。</p>	<p>・環境アセスメントを行う上での基本的な事項として、これまでの答申でも必ず記載しているもの。</p>	

<p>【2 個別的事項】</p> <p>(1) 騒音，低周波音及び風車の影 想定区域近傍には，住居のほか，幼稚園や福祉施設等特に静音を要する施設があることから，風車の稼働に伴う騒音，低周波音及び風車の影による生活環境への影響について調査，予測し，重大な影響の有無について評価した上で，方法書を作成すること。</p>	<p>想定区域に複数の住居や静穏を要する施設が存在（直近で 0.1km）することから，風車の稼働による騒音等の影響について，適切に調査，予測及び評価するよう求めるもの。 【参考：（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業】</p>	
<p>(2) 地形及び地質</p> <p>イ 想定区域全体が，日本の典型地形（火砕流台地）に該当する。この地形は，環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることを認識した上で，事業実施による影響を調査，予測及び評価し，重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は，それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。</p> <p>ロ 想定区域の北側に地すべり地形，砂防指定地及び土砂災害危険箇所（土石流危険溪流）が存在するため，危険溪流の流域も含めて把握した上で，調査，予測及び評価をし，重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は，それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。</p>	<p>イ 想定区域全域が，日本の典型地形である「青木原一岩出山牧場一帯」に位置していることから，事業による影響を適切に調査・予測・評価するよう求めるもの。 「関連ページ：31」 【参考：（仮称）大和風力発電事業】</p> <p>ロ 想定区域の北側に砂防指定地及び土砂災害危険箇所（土石流危険溪流）が存在するため，必要に応じて区域から除外するよう意見するもの。 「関連ページ：32，131，132」 【参考：（仮称）大和風力発電事業】</p>	
<p>(3) 植物</p> <p>想定区域中央に植生調査により植生自然度が高いとされた群落が存在しているため，現地調査により，その群落の区域を明らかにした上で，植物への影響を適切に予測及び評価すること。</p>	<p>想定区域内に特定植物群落は存在していないものの，植生自然度が9以上の群落が存在している可能性があることから，自然度の高い群落の場所を把握した上で，適切に予測評価するよう求めるもの。 「関連ページ：68，176」 【参考：（仮称）大和風力発電事業（仮称）宮城山形北部風力発電事業】</p>	
<p>(4) 景観</p> <p>イ 国道47号に沿う温泉街（川渡温泉から鳴子温泉まで），陸羽東線の車窓及び国道47号沿線も調査地点として設定し，方法書を作成すること。また，それらの眺望点からの景観への影響を回避又は十分に低減すること。</p> <p>ロ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で，生活圏からの圍繞景観への影響を調査，予測及び評価し，適切に想定区域の絞り込みを行うこと。</p>	<p>イ 大崎市の旧鳴子町内からの眺望景観への影響について，適切に把握するよう調査地点の追加を求めるもの。 「関連ページ：194」 【参考：（仮称）宮城山形北部風力発電事業】</p> <p>ロ 想定区域に複数の住居等が近接することから，生活する上での風車の圧迫感について，予測・評価を行い，区域の設定を行うよう求めるもの。 【参考：（仮称）七ヶ宿長老風力発電事業】</p>	